

令和7年度国民年金システム標準化研究会
(第2回) 議事概要

日時：令和7年8月6日(水) 14:00~15:45

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17階 (東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

【構成員】

中川 健治 (座長)	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
加藤 広司	江戸川区 健康部医療保険年金課 課長
天野 武彦	松戸市 健康医療部国保年金課 課長
松本 謙司	豊川市 福祉部保険年金課 課長
古川 弘幸	筑紫野市 国保年金課 主査
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
本園 誠	株式会社R K K C S 第1システム本部 住基部門 子育てグループ 課長
浅野 伸也	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
三井 沙織	株式会社電算 開発本部 ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部 第一グループ 主任技師

【オブザーバー】

津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
下田 卓也	デジタル庁 統括官付参事官付 主査
地藤 学	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
岡 讓	厚生労働省 年金局事業管理課 課長

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 標準仕様書（1.4版）について
 - (2) 構成員ヒアリングの実施報告
 - (3) 改定までのスケジュール及び今後の進め方
3. 閉会

【意見交換（概要）】

1. 開会

○本研究会は政府全体の方針のもとに、国民年金業務の業務プロセスや情報システムの標準化を目的として開催されており、構成員の皆様より幅広いご意見をいただきながら検討を進める。国民年金業務は、構成員の皆様のご理解、ご協力のもとに運営を行うことができているため、現場の業務に即したご意見を伺いたい。また、本日の第2回研究会では、令和8年10月に施行される育児期間における保険料免除措置制度に関する機能の取り込み及び精度向上を目的として作成した改定標準仕様書について、ご意見を伺いたい。（オブザーバー）

○本日は研究会であるため市町村、事業者を含む全ての構成員とオブザーバーの皆様が出席対象となっている。出席者の氏名については議事次第 別紙1 名簿をご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただく。（事務局）

○また、本日は研究会につき、司会進行は座長の中川様にて進めていただく。（事務局）

○それでは、議事（1）から進める。（構成員）

2. 議事

（1）標準仕様書（1.4版）について

○議事（1）では、意見照会の実施結果を踏まえた標準仕様書1.4版の最終化にあたり、最終確認及び討議させていただきたい事項をご説明する。適宜、資料3の標準仕様書1.4版案をご参照いただきたい。（事務局）

○まず、資料1の意見照会実施結果の全体概要についてご説明する。今年度の意見照会では、全1,741市区町村及び6事業者のうち、528市区町村及び3事業者より回答を受領した。そのうち、ご意見をいただいた55団体から「改定案No.1 法令・制度改正への対応」には142件、「改定案No.2 標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」には122件のご意見をいただいた。（事務局）

○「改定案No.1 法令・制度改正への対応」に関するご意見を精査した結果、討議事項105件、指摘事項26件、質問11件に分類した。また「改定案No.2 標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」に関するご意見を精査した結果、討議事項3件、指摘事項79件、質問40件に分類した。（事務局）

○続いて、資料2に移り、改定方針一覧についてご説明する。意見照会を実施した結果、7点について改定方針の見直しが必要と判断した。残り16点については第1回研究会で合意した改定案のとおりに進める方針である。（事務局）

○見直しが必要と判断した改定方針の討議事項7点についてご説明する。1点目は「機能要件の

修正に伴う適合基準日」である。喪失情報に基づいて終了期間が自動的に変更できる既存の機能要件に対して、育児免除を追加する改定案としていたが、施行前の令和8年4月1日時点では実装不要と考えるため、適合基準日を施行日である令和8年10月1日に変更するか、または育児免除に係る機能は別要件として扱うことを求めるご意見をいただいた。ご意見を踏まえ、育児免除に係る機能要件を新規追加して、適合基準日を令和8年10月1日とする方針としたい。（事務局）

○2点目は「「養育する子の情報（個人番号）」の管理項目」である。養育する子の情報（氏名、性別、個人番号、生年月日、実子・養子区分）を管理項目としていたが、個人番号は国民年金システムで管理することは想定していない、養育する子の情報は宛名番号または個人番号により自動連携がされるべきとすることをご意見をいただいた。ご意見を踏まえ、養育する子の情報（個人番号、氏名、性別、生年月日）は、管理項目ではなく、住民記録システム連携の対象項目とする。ただし、養育する子の情報（実子・養子区分）は、住民記録システム上、区別されて管理していないため、システム連携の対象外とし、国民年金システム上の管理項目のままとする方針としたい。（事務局）

○3点目は「産前産後免除と育児免除における届出及び管理媒体」である。産前産後免除と育児免除の届出が様式や媒体、免除期間の違いにより「受付」と「報告」が複雑化するというご意見をいただいた。ご意見を踏まえ、産前産後免除及び育児免除に係る機能要件の「要件の考え方・理由」に「国民年金 産前産後免除該当届/育児免除該当・終了届」の取扱いに関する補足説明を追加する。また、育児免除期間と産前産後免除期間が重複する場合の取扱いについて質問があったため、同様に「要件の考え方・理由」に補足説明を追加する方針とする。（事務局）

○4点目は「「行政区別に異動報告書を作成できること」の新規機能」である。「国民年金被保険者関係届書（報告書）」の帳票詳細要件について、育児免除の機能要件にて異動報告書の作成ができることという機能が記載されているが、該当帳票に印字項目が追加されていないとのご意見をいただいた。産前産後免除の機能要件と合わせ「行政区別に異動報告書を作成できること」の機能要件を新規追加としていたが、育児免除は「国民年金被保険者関係届書（報告書）」での報告対象ではないため、ご意見を踏まえ、当該機能要件の新規追加は取り下げる方針とする。（事務局）

○5点目は「「育児免除期間」の管理項目」である。管理項目の名称は、登録・修正・削除・照会ができることの機能要件と統一すべき、育児免除期間は始期および終期を管理すべきとすることをご意見をいただいた。ご意見を踏まえ、育児免除の通知書発行一覧表に係る機能要件の管理項目は「免除の始期・終期」に修正する方針とする。また、育児免除以外の他機能要件の管理項目についても平仄を合わせ「免除等の始期・終期」又は「免除の始期・終期」に訂正する方針とする。（事務局）

○6点目は「「国民年金処理結果一覧表」に関する補足説明」である。「国民年金処理結果一覧表」には、市町村の事務には不要な処理結果が含まれており、機能ID:0260309の記載だけではどの情報がシステムで取り込めることが実装必須機能なのか読み取れないため、説明文を各機能の本文または考え方の欄に追記すべきとすることをご意見をいただいた。ご意見を踏まえ、国民年金保険料育児免除該当通知書発行一覧表及び国民年金保険料育児免除終了通知書発行一覧表にお

ける機能要件の「要件の考え方・理由」に「国民年金処理結果一覧表」に関する補足説明を追加する方針とする。また、育児免除以外の通知書発行一覧表の機能要件についても平仄を合わせるため同様に「要件の考え方・理由」に「国民年金処理結果一覧表」に関する補足説明を追加する方針とする。（事務局）

○7点目は「帳票詳細要件における「養育する子（個人番号）」の実装項目」である。被保険者の「個人番号」は標準オプションなのに対して、養育する子の「個人番号」が実装必須であることに統一性がない。特定個人情報を印字するか否かは市町村判断とすべきである。また、申請書に養育する子の個人番号が未記入かつ養育する子が住登外の場合は個人番号を設定できないとのご意見をいただいた。ご意見を踏まえ、養育する子（個人番号）のシステム印字項目は、実装必須から標準オプションに変更する方針とする。（事務局）

○意見照会で特段のご意見がなかった改定方針16点については、特に見直しの必要がないと判断し、事務局案のとおり改定する。（事務局）

○続いて、標準仕様書1.4版最終化に向けたその他対応事項についてご説明する。標準仕様書1.4版の公表に向けて、その他所要の対応を2点実施している。1点目、令和7年7月からの様式変更に伴う帳票レイアウトの変更として、帳票ID：0260004「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」様式変更の実施をしている。変更箇所は「B. 申請内容」の⑩申請期間、⑫特例認定区分の項目における年度表示から「平成」を削除している。2点目、意見照会での指摘に伴う訂正として、標準仕様書（本紙）、機能帳票要件、帳票詳細要件において、誤字・脱字を修正している。（事務局）

○議事（1）についてご意見があれば伺いたい。（構成員）

○討議事項2点目の「養育する子の情報（個人番号）」について、養育する子の情報（個人番号、氏名、性別、生年月日）は、住民記録システムから連携する項目となっているが、被保険者と養育する子が同一の自治体に居住していない場合があるのではないかと。（構成員）

○育児免除の要件として被保険者と養育する子の居住地が同一であることを前提としているため、同一自治体に居住していない場合は育児免除の対象外としている。（事務局）

○いただいた回答は、実務とは一致していない認識である。被保険者が仕事の都合等により、養育する子と異なる自治体に住民票を移しているケースがあるため、被保険者と養育する子の住民票が必ずしも同一自治体にあるとは限らない。また、申請書をそのまま日本年金機構に送付する業務の流れとなっているため、養育する子の情報を自治体で記録として残しておかないと、今後の申請や手続きの際に事務的なミスが発生する可能性がある。原則として住民記録システムからの連携を前提とするものの、同一自治体に居住していない場合を考慮した補足的な管理項目が必要になると考える。実務に即した形で機能を再検討していただきたい。（構成員）

○事務局にて改めて確認し、回答する。（事務局）

[会議後追記]

「子を養育する」ことの要件について、以下すべて満たすことをもってみなすものと整理しているため、国民年金第1号被保険者の親と養育する子が同一住所でない場合には、育児免除の対象とはならない旨を構成員に回答した。

① 親子関係が存在すること

② 親子とも同一住所であること

③ 子が生存していること

※「子」は、法律上の親子関係がある子(実子及び養子)のほか、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託されている要保護児童を含む。

○討議事項7点目の「帳票詳細要件における養育する子(個人番号)の実装項目」について、育児免除の帳票詳細要件における被保険者以外の「届出事項」欄(No. 8~25)は、基本的に申請者に確認することで初めて判明する項目であるため、養育する子の「個人番号」以外の項目については、実装必須ではなく標準オプションとすべきではないか。また、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」や「国民年金保険料学生納付特例申請書」と同様に、被保険者に関する情報や配偶者名、世帯主名については事前に印字が可能であるものの、届出事項や申請事項を実装必須とすることは、実際の実務と乖離しているため慎重に検討いただきたい。帳票詳細要件は、申請者から提出される帳票、日本年金機構へ報告するための帳票、証明として使用される帳票の3つのパターンに分類される。新様式の「産前産後免除該当届および育児免除該当・終了届」は、申請者から提出される帳票に該当するため、その他の申請者から提出される帳票と共通する印字項目を同じ実装項目にしていきたい。(構成員)

○実装必須および標準オプションは印字項目を実装するかどうかの仕様である。実装必須として設定されていた場合でも項目を印字するかしないかは市町村にて選択できる仕様であり、事前に印字することは必須としていない。したがって、標準仕様書の内容に基づき、養育する子の「個人番号」以外の項目についても実装必須とすることに問題はないとの認識である。(事務局)

○討議事項7点目の「帳票詳細要件における養育する子(個人番号)の実装項目」に関して、ご意見があれば伺いたい。(構成員)

○前述の市町村と同様に、養育する子の「個人番号」以外の項目に関しても、実装必須ではなく標準オプションにすべきだと考える。(構成員)

○前述の市町村と同様に、養育する子の「個人番号」以外の項目は、事前に印字できない項目であると考え。(構成員)

○前述の市町村と同様に、養育する子の「個人番号」以外の項目に関しても、実装必須ではなく標準オプションにすべきだと考える。(構成員)

○被保険者と養育する子が同一自治体に居住している場合を前提とするのか、それとも居住していない場合も含めるのかを明確にしない限り、養育する子の「個人番号」以外の項目を実装必須ではなく標準オプションとするかについて議論することはできないと考える。(構成員)

○被保険者と養育する子の住所が異なる場合、住所を管理する項目が別途必要となることも考えられるため、その点についても整理すべきである。(構成員)

○育児免除該当事由と育児免除該当日は、基本的に申請者が記載するものとされているため、養育する子の「個人番号」以外の項目に関しても、前述の市町村と同様に実装必須ではなく標準オプションとする方が実務に即していると考え。(構成員)

○事務局からは、実装必須について「項目を印字するかしないかは市町村にて選択できる仕様であり、実装必須として設定されているからといって、事前に印字することを前提としたものではない」とのご意見があったが、その時々で実装必須と標準オプションの定義が異なる場合があ

る。「個人番号」については市町村の判断で決定すべき事項であるため、標準オプションとして
いると資料に記載があることから、「個人番号」以外の項目についても標準オプションとして扱
うことが適切だと考えている。また、ベンダーによっては実装項目が実装必須でない場合、印字
機能がないシステムを構築する場合があるため、実装必須と標準オプションの定義を明確にし
ていただきたい。（構成員）

○産前産後免除該当届および育児免除該当・終了届において、個人番号を標準オプションとして
申請した場合、例えば第2子以降の手続き等の他の手続きの際に個人番号を事前に印字するこ
とが可能かどうかを確認したい。それを踏まえ、実装必須とするべきか、標準オプションとする
べきかを判断したいと考える。（構成員）

○事務局にて改めて確認し、回答する。（事務局）

[会議後追記]

国民年金システム標準仕様書における「実装必須」と「標準オプション」の考え方は、標準仕様
書本紙P11「図1-5 3種類の考え方」に記載されているとおりである。「実装必須」について
は、システムを利用する自治体側の観点として、『標準準拠システムには実装される。利用しな
い機能・帳票は利用しなくてもよい』機能とし、ベンダー側の観点では『標準準拠システムとし
て実装する必要がある』機能と定義している。したがって、帳票詳細要件におけるシステム印字
項目上の「実装必須」の区分とは、『システムからの印字ができるように実装されている必要が
ある』項目を定義している一方で、印字項目ごとの出力要否については、各自治体の業務実態に
応じて、選択いただく範囲になる旨を構成員に回答した。

○後日検討される際には、事務の流れについても詳細に説明しながら回答いただきたい。例え
ば、申請者が養育する子の手続きを行う場合、通常であればマイナンバーの証明をしていただ
き、申請書を職員が裏で印刷する場合にはマイナンバーを事前に印字することが可能だが、申請
書を先に印刷してからマイナンバーを確認する場合には、手書きで記載いただくしかない。こ
うした事務の流れの中で、どのような形で実装必須または標準オプションとされたのかが不明で
ある。運用の流れについてもご教示いただきたい。（構成員）

○各市町村によって運用の流れは異なるものの、標準的な運用の流れを整理した上で説明する
という認識で相違ないか。（構成員）

○認識に相違ない。各市町村によって運用の流れは異なるが、申請書を印刷する際にマイナンバ
ーの印字権限を確認した上で印刷する場合は理解できるものの、そのようなケースが想定され
ない場合は手書き対応になると考えられる。そのため、運用の流れや職員の裁量が明確でない場
合、標準仕様について議論することは困難である。（構成員）

○養育する子の「個人番号」以外の項目について、実装必須とするかどうかを整理した上で回答
いただきたい。（構成員）

○承知した。（事務局）

○確認事項14点目の「機能ID:0260317から電子媒体に関する記載を削除」について、機能ID:
0260518には「※電子媒体での取り込みもできること」の記載がない。これにより、産前産後免
除および育児免除の該当通知書発行一覧表が電子媒体に対応していないことを意図しているの
かを確認したい。（構成員）

○ご認識のとおり、電子媒体の対応がされていないことから機能要件から「※電子媒体での取り込みもできること」という記載を削除した。（事務局）

○産前産後免除および育児免除の該当通知書発行一覧表が電子媒体に対応していない一方で、国民年金処理結果一覧表では電子媒体に対応できるとされているが、現在の機能要件の記載ではその違いが分かりづらい。他のベンダーのご意見も伺いたい。（構成員）

○確認事項 14 点目の「機能 ID:0260317 から電子媒体に関する記載を削除」に関して、市町村およびベンダーからご意見があれば伺いたい。（構成員）

○従来の産前産後の届書を使用する場合は電子媒体での対応、新様式の国民年金の産前産後免除該当届および育児免除該当・終了届を使用する場合は紙媒体での対応となるという認識で相違ないか。また、新様式では国民年金の産前産後免除該当届と育児免除該当・終了届を同時に使用する認識か。（構成員）

○認識相違ない。（事務局）

○他の市町村およびベンダーからは同様の意見が出なかったため、確認事項 14 点目の「機能 ID:0260317 から電子媒体に関する記載を削除」について、より分かりやすい記載があれば事務局へ共有いただきたい。（構成員）

○承知した。（構成員）

（2）構成員ヒアリングの実施報告

○続いて、構成員ヒアリングの実施報告についてご説明する。第 1 回研究会にてご説明したとおり、令和 8 年度業務効率化に向けたヒアリングを構成員へ実施した。本日の第 2 回研究会では、ヒアリング結果について報告する。（事務局）

○「No. 2 「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）」についてご説明する。ヒアリングの結果、5 市町村中 3 市町村が障害基礎年金にかかる相談事跡を電子媒体や紙媒体によるシステム外管理としていること、既存の電子媒体や紙媒体からのシステム移行作業が手作業かつ件数が多く困難であるため、システム外管理としていること、「障害基礎年金相談シート」以外の「相談シート」を活用している市町村はなかったことが確認できた。（事務局）

○「No. 4 標準準拠システム移行後の「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の確認方法」についてご説明する。市町村へのヒアリングの結果、5 市町村中 4 市町村が、扶養親族数を確認するために税システムから必要な情報を連携していること、5 市町村中 1 市町村は、申立書等を記載させる形で対応していることが確認できた。ベンダーへのヒアリングの結果、6 社中 4 社が税システムから扶養親族数を確認するための開発を行い、必要な情報を連携していること、また 6 社中 3 社が個人住民税システムから国民年金システムへの機能別連携仕様にあるデータ項目「被扶養者_宛名番号」を用いることで、「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」を算出できると回答していることが確認できた。（事務局）

○「No. 5 「書かない窓口」の実現に向けた検討」についてご説明する。ヒアリングの結果「書かない窓口」は市町村ごとに独自で導入していること、DX 化により窓口時間短縮や申請者の負担軽減等の効果があるが、1 件あたりの処理時間の増加等の課題もあること、国民年金業務単独で DX の取り組みをしている市町村及び開発しているベンダーはないことが確認できた。（事務局）

○「No. 6 「交付金事務」の業務改善に係る検討」についてご説明する。市町村へのヒアリングの結果、交付金事務の業務のうち、「精算交付」と「決算審査」の作業負荷が高いこと、交付

金事務の業務にシステムを導入している市町村は1市町村のみであることが確認できた。(事務局)

○構成員ヒアリングの実施報告についてご意見があれば伺いたい。(構成員)

○「No. 4 標準準拠システム移行後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法」について、本市では免除申請及び学生納付特例申請の年間申請受付件数が約6,500件と多く、1件の処理に3分要するとすると、全体で約325時間を処理に要している。そのため、税システムの扶養情報を国民年金システムに連携できない場合、受付及び審査に時間を要するため、デフォルトで税システムからのデータ連携を希望したい。(構成員)

○税システムとの連携に関しては、引き続きご相談させていただく。(事務局)

○「No. 5 「書かない窓口」の実現に向けた検討」について、国民年金に着目すると、現時点で国民は来庁しなくても申請等ができる窓口を希望している。そのため、「行かない窓口」や地方自治体を実施している個々の電子申請との連携をより進化させ、国に直接申請できるような取り組みを検討いただきたい。また、「No. 6 「交付金事務」の業務改善に係る検討」について、交付金は各自治体に対し満額が支給されているわけではなく、各自治体は細かな確認や資料の作成等にかかなりの負担がかかっている。予算額の満額が支給されれば、各自治体の負担が変わるのではないかと考える。住民や職員の負担軽減を考慮し、DX化や標準化の検討を進めていただきたい。(構成員)

○いただいたご意見を踏まえ、検討を進める。(事務局)

(3) 改定までのスケジュール及び今後の進め方

○改定までのスケジュールについてご説明する。本日の第2回研究会で意見照会を踏まえ作成した標準仕様書改定案を最終確認し、いただいたご意見を取り込んだ標準仕様書1.4版を8月末に公表することを予定している。(事務局)

○続いて、今後の進め方についてご説明する。9月以降のスケジュールは、特定親族特別控除の創設に伴う標準仕様書の改定を令和8年1月末に実施する予定であるため、1月末の改定に向け、ワーキングチーム、ベンダー分科会及び研究会の開催日程を当初予定から変更し、改定内容の確認や意見照会の内容を主題とする。(事務局)

○改定までのスケジュール及び今後の進め方についてご意見があれば伺いたい。(構成員)

○特定親族特別控除の創設に伴う標準仕様書の改定を令和8年1月末に実施するとのことだが、標準仕様書の改定時期は1月と8月に決まっているものの、令和8年6月には稼働が求められるため、改定から稼働までにシステムの開発や改修が間に合うのかを懸念している。また、標準仕様書の改定から稼働まで期間がない中で、標準仕様書改定後からベンダーとシステム改修の協議をする場合、ベンダーにて対応できない事項が発生し職員が手作業で実施することになってしまうなどリソースへの影響も懸念している。ベンダーに対して、対応可能か確認した上で、スケジュールを設定しているのか。(構成員)

○令和7年度下期では標準仕様書の改定を想定していなかったところ、特定親族特別控除の創設に伴い機能の追加が必要である。ベンダーへの確認は行っていないが、標準仕様書の改定の時期が1月と8月に設定されているため、公表の時期は令和8年1月末とする。公表に向けては、下期の研究会等で改定する内容や機能を構成員の皆様へ情報共有させていただき、厚生労働省ホームページにおいて適宜情報を公開していく。(事務局)

○自治体の予算計画を意識した上で標準仕様書改定のスケジュールを設定し、ベンダーの開発が間に合うように対応いただきたい。(構成員)

○事務局より改定案を構成員の皆様へ提供すると共に、その他提供可能な情報について厚生労働省のホームページ上で公開する。意見照会についても可能な限り早めに関心したいと考えている。(事務局)

○特定親族特別控除は、個人住民税側との機能別連携仕様にも影響があるが、個人住民税のデータ要件・連携要件の改定スケジュールについてご教示いただきたい。(構成員)

○個人住民税のデータ要件・連携要件の標準仕様書の改定は9月末に予定されており、それを踏まえ、国民年金の標準仕様書改定は令和8年1月末に実施予定としている。(事務局)

○全体を通してご意見等があればお願いしたい。(構成員)

○育児免除の事務連絡の発出予定日が決まっている場合は、ご教示いただきたい。また、育児免除によるシステム改修が交付金措置の対象となるか、ご教示いただきたい。(構成員)

○育児免除の事務連絡の発出予定は現時点でお答えできないため、情報があり次第構成員の皆様へ共有させていただく。また、制度改正に関連したシステム改修は交付金措置の対象となるため、育児免除に関しても対象となる。(事務局)

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1点目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続きご協力いただきたい。4点目、とりまとめた結果に基づき、国民年金システム標準仕様書1.4版を最終化し、8月末に厚生労働省より公表するスケジュールで準備を進める。(事務局)

以上